

電気需給約款〔低圧〕

電気需給約款〔低圧〕	1
電気料金メニュー定義書【お家ぽっ!ぽっ!プラン】	6
電気料金メニュー定義書【お家ぽっ!ぽっ!Sプラン】	8
電気料金メニュー定義書【お店ぽっ!ぽっ!プラン】	10
電気料金メニュー定義書【お店パワープラン】	12
付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】	14
付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(Sプラン)】	16

電気需給約款〔低圧〕

2020年6月1日実施

I 総則

1 適用

- (1) この電気需給約款〔低圧〕（以下「本約款」といいます。）は、原則として、電気を使用する場所において当社との間で都市ガスまたはLPガス等の使用契約が存在する方、またはガス使用契約が見込まれる方で、かつ電気料金を口座振替またはクレジットカードでお支払いいただける方に対して、送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める条件により、当社がお客さまに電気の供給および小売をする際の諸条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、および運用する電線路が自らが維持し、および運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）は除きます。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 送配電事業者
1（適用）(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。
- (2) 低圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (3) 需要場所
託送約款に定める需要場所をいいます。
- (4) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して回路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (9) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。
- (10) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (11) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (12) 契約電力等
契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。
- (13) 電気料金メニュー
電気料金メニュー定義書ごとに定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。
- (14) 付帯メニュー
電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。
- (15) 電気料金
本約款にもとづき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。
- (16) ガス料金
お客さまに適用される当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづく契約（以下「ガス使用契約」といいます。）により計算される料金をいいます。
- (17) 料金
電気料金およびガス料金を総称したものをいいます。
- (18) 合算払い
お客さまが当社一般ガス供給約款（別表第1）に定める払出エリアA、払出エリアBおよび払出エリアCにおける同一需要場所で、当社が供給する都市ガスを使用している場合であって、電気料金と都市ガス料金をまとめて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて合算して同時に支払うことをいいます。
- (19) 供給条件の説明
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。
- (20) 契約締結前の書面交付
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

- (21) 契約締結後の書面交付
電気事業法第2条の14に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (22) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (23) 消費税率
消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。
- (24) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (25) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。

3 単位および端数処理

- 本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。その他の単位および端数処理は電気料金メニュー定義書ごとに定めます。
- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
 - (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
 - (3) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款、11（電気料金メニュー）(1)の電気料金メニュー定義書、12（付帯メニュー）(1)の付帯メニュー定義書の規約（以下「本約款等」といいます。）に関して、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、本約款等を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせします。
- (2) 本約款等の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

5 実施細目

本約款等の実施上必要な細目の事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 電気需給契約

6 電気需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてそのご本人から、あらかじめ本約款等を承認し、また電気の需給に必要なお客さまの情報を、当社、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、および従前の小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、当社所定の方法により必要事項を明らかにして申し込みいただきます。
- (2) 申し込みにあたり、お客さまは、36（電気需給にともなうお客さまの協力）に定めるもの他、託送約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

7 電気需給契約の成立

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、お申し込み内容の不備、ガス料金や電気料金など、お客さまが当社に支払うべき料金を支払い期日を過ぎてもお支払いいただけていない場合、または、支払期日が過ぎてからお支払いいただいたことがある場合等により、電気需給契約の申し込みを承諾できない場合があります。

8 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1電気需給契約には、お客さまが選択した1電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

9 電気の需給開始

- (1) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は、以下のとおりとし、すみやかに書面にてお客さまに通知します。
- ① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。
- ② 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 当社は、送配電事業者に起因する事由その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。また、申し込みにあたり必要な事項について、お客さまから提供いただいた情報に、不足、不備、誤り、送配電事業者の所持する情報との不一致等がある場合、電気の供給を開始できないことがあります。

10 供給の単位

当社は、原則として、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。

Ⅲ 電気料金メニュー等

11 電気料金メニュー

- (1) 電気料金メニューに関する詳細事項は、電気料金メニュー定義書にて定めます。
- (2) 電気料金メニュー定義書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。

12 付帯メニュー

- (1) 電気需給契約および電気料金メニューに付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。
- (2) 付帯メニュー定義書では、適用条件等を定めます。

Ⅳ 電気料金の計算および支払い

13 電気の検針

- (1) 電気の検針は、月ごとに送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて送配電事業者が定めます。
- (3) 送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとし、

14 電気の使用期間

当月の電気の使用期間は、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とし、この期間の使用電力量(以下「当月の使用電力量」といいます。)をもとに、電気料金を計算します。

ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間を、電気需給契約を解約した場合は、直前の電気の計量日から解約日の前日までの期間を電気の使用期間とします。

15 電気の計量

- (1) お客さまの使用電力量、最大需要電力等は、原則として、送配電事業者が取り付けした記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則、託送約款に定める協定基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、(1)および(2)をもとに、電気料金メニューごとに必要な日区分、時間区分ごとの使用電力量の計算を行います。
- (4) 計量の結果は、当社所定の方法により、お客さまに通知します。

16 電気料金の計算

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
- (2) 当社は、15(電気の計量)の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合を除き、電気料金の使用期間を「1か月」として電気料金を計算します。
- (3) 電気料金は、選択した電気料金メニューを適用して計算します。
- (4) 電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合、その全てを反映して電気料金を計算します。

17 日割計算

- (1) 当社は、15(電気の計量)の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合には、使用期間を日割計算対象日数とします。加えて、料金算定期間の日数を使用期間の始期が属する月の暦日数とし、以下のとおり1か月の電気料金を計算します。そのうえで、電気料金メニュー定義書にもとづき、1か月の電気料金を以下のとおり計算します。
- ① 基本料金は、次のとおりといたします。
- 1か月の基本料金×(日割計算対象日数÷料金算定期間の日数)
- ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間の使用電力量により計算します。各プランの料金適用上の電力量区分については、電気料金メニュー定義書に定める電気料金により日割計算をいたします。
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。
- (2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をします。

18 支払義務発生日

- (1) 1か月の電気料金の支払義務発生日(電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。)は、当該1か月の電気の計量日以降に計算する電気料金の請求日とします。ただし、電気需給契約を解約した場合の、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日とします。
- (2) (1)にかかわらず、お客さまが合算払いを希望している場合の1か月の電気料金の支払義務発生日は、原則として、電気の計量日の翌日以降到来する、ガス使用契約にもとづくガスの検針日(以下「ガスの検針日」といいます。)とします。なお、合算払いは1ガス使用契約につき1電気需給契約までとなります。
- (3) 合算払いの適用を廃止した場合の、当該期間の電気料金の支払義務発生日は以下のとおりとします。
- ① 電気需給契約のみを解約した場合
- 前回の電気の計量日以降解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日とします。
- ② ガス使用契約のみを解約した場合
- イ ガス使用契約を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金がある場合、原則として、ガス使用契約にもとづき当初予定していたガスの検針日とします。
- ロ ガス使用契約の解約日以降に支払義務が発生する電気料金の支払義務発生日は、(1)によります。
- ③ 電気需給契約およびガス使用契約の両方を解約した場合
- イ 前回の電気の計量日以降電気需給契約の解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日とします。
- ロ 電気需給契約およびガス使用契約の両方を解約した時点で支払義務の発生していない電気料金がある場合、原則として、ガス使用契約にもとづき当初予定していたガスの検針日とします。

19 支払期限日

- (1) お客さまの電気料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- (2) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。
- (3) (2)の支払期限日が日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日(以下「当社が定める休日」といいます。)の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日とします。

20 電気料金の支払方法および支払日

- (1) 料金(21(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。)は、原則として口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。なお、18(支払義務発生日)(2)にて、お客さまが合算払いを希望している場合は、契約中のガス契約に定められた方法といたします。
- (2) 口座振替の方法でお支払いいただく場合は、以下のとおりといたします。
- イ 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- ロ お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。
- ハ 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- ニ 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、

口座振替の手続が完了するまでは料金を次の各号の方法でお支払いいただきます。

(イ) 新たにご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法
(ロ) (イ)以外のお客さまは口座振替払いの申し込み時点でご利用いただいている方法

ホ 口座振替の方法によりお支払いいただいている場合であって、口座振替ができなかった場合の料金または延滞利息は、払込みの方法でお支払いいただきます。

(3) クレジットカードの方法でお支払いいただく場合は、以下のとおりいたします。

イ 料金をお客さまとクレジットカード会社との契約にもとづき、クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジット会社は、当社が指定したクレジット会社といたします。

ロ お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書またはクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。

ハ 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を次の各号の方法でお支払いいただきます。

(イ) 新たにご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みの方法
(ロ) (イ)以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法

(4) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

イ 当社または上記債権回収会社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）

ロ 当社又は当社の指定した特約店のサービス窓口

(5) 支払日については、以下のとおりといたします。

イ 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社へ立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ハ 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店のサービス窓口で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店のサービス窓口へ払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

21 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- ② 支払方法が口座振替の場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

(2) 延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算して得た金額とします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。

電気料金に含まれる消費税等相当額
＝電気料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払義務は、22（電気料金および延滞利息の支払順序）および 31（当社からの電気需給契約の解約等）の適用にあたっては、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく電気料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。

(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく電気料金の支払期限日と同じとします。

22 電気料金および延滞利息の支払順序

電気料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

V 電気の使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 違約金

お客さまが31（当社からの電気需給契約の解約等）(1)②ニからへのいずれかに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送約款の定めにより送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまから申し受けます。

25 使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、送配電事業者の都合等により、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ① 送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ② 送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事ややむを得ない場合
- ③ 送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
- ④ 非常変災の場合

26 損害賠償の免責

(1) 25（使用の制限もしくは中止）によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 31（当社からの電気需給契約の解約等）によって電気需給契約を解約した場合には、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

27 設備の賠償

お客さまが故意または過失によってその需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、送配電事業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまから申し受けます。

VI 電気需給契約の変更および解約等

28 他の電気料金メニューへの変更

(1) お客さまが、適用している電気料金メニューから他の電気料金メニューへの変更を申し込み、当社がそれを承諾した場合には、お客さまは、電気料金メニューを変更することができます。

(2) 他の電気料金メニューへの変更にとともに、当社がお客さまに対し供給条件の説明および書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

29 電気需給契約名義の変更

新たなお客さまが、従前のお客さまの電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社との電気需給契約の継続を希望する場合は、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。この場合、原則として書面によるものとします。

30 お客さまからの電気需給契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約

お客さまが、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、送配電事業者に対して、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。

当社は、以下の場合を除き、お客さまが申し出た解約希望日を解約日とします。

- ① 当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を解約日とします。
- ② 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な措置ができなかった場合は、電気需給契約は解約するための措置が可能となった日を解約日とします。

(2) 他の小売電気事業者等への切り替えによる解約

お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者等から電気供給を受ける場合には、当該小売電気事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当該小売電気事業者等からお客さまへの電気の供給が開始される日を当社との電気需給契約の解約日とします。なお、当該小売電気事業者等との契約内容によっては、当社に対し解約の申し出が必要になることがあります。

31 当社からの電気需給契約の解約等

(1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。

① お客さまが次のいずれかに該当する場合

イ 電気料金を支払期限日を経過してなお支払わない場合

ロ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合

ニ 電気を使用する需要場所において、ガス使用契約が解約となった場合

ホ 料金を口座振替またはクレジットカードでお支払いいただけない場合
ヘ お客さまから9（電気の需給開始）の需給開始に必要な情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合

② お客さまが次のいずれかに該当し、送配電事業者から託送供給を停止された場合またはその恐れがある事実が判明した場合

イ お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合

- ロ 需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 送配電事業者に無断で送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - ニ 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
 - ホ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - ヘ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
 - ト 36(電気供給にともなうお客さまの協力)(1)に反して、送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - チ 36(電気供給にともなうお客さまの協力)(2)によって必要となる措置を講じられない場合
- ③ お客さまが以下のいずれかに該当した場合
- イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ハ 支払停止の状態に陥った場合
 - ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - ホ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
 - ト 本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- (2) 電気供給契約は、以下に定めるところにより、お客さまへ何らの通知を要することなく終了するものとします。なお、本約款等において、本項にもつづく電気供給契約の終了は解約に準じるものとし、「終了日」を「解約日」として取り扱います。
- ① お客さまが 30（お客さまからの電気供給契約の解約）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと当社が判断した場合。その場合の電気供給契約の終了日は、電気を使用されていないことが明らかになった後に、当社が電気供給契約を終了させる措置を完了した日とします。
- ② お客さまがその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと送配電事業者が判断した場合。その場合の電気供給契約の終了日は、送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日とします。
- ③ 付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】が適用されているお客さまが、移転にともない、電気供給契約の継続について特段の意思表示なく、ガス使用契約を解約した場合。その場合の電気供給契約の終了日は、ガスを使用されていないことを当社が認知した後に、当社が電気供給契約を終了させる措置を完了した日とします。

32 電気供給契約解約後の債権債務関係

電気供給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気供給契約の解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

Ⅶ その他

33 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、原則として需要場所内の地点とし、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- なお、お客さまと送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等送配電事業者を支払っていただく金額を除き、送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

34 工事費負担金

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。
- ① お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約電力等を増加する場合
- ② お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約電力等を増加するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
- ③ 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
- ④ お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力等を減少しようとする場合

- ⑤ その他お客さまの都合にもとづく場合
- (2) お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。
- (3) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

35 需給開始に至らないで電気供給契約を解約する場合等の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気供給開始に至らないで電気供給契約を解約または変更する場合は、当社は、送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を送配電事業者から請求されたときは、その実費を申し受けます。

36 電気供給にともなうお客さまの協力

- (1) 立入業務への協力
- 送配電事業者は、当社が本約款による電気供給契約遂行上必要と認める場合、および送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。
- (2) 電気の使用にともなう協力
- ① お客さまの電気使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設します。
- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、①に準じて取り扱います。なお、この場合の連系条件は、送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。
- (3) 制限および中止への協力
- 当社が、25（使用の制限もしくは中止）によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (4) 必要な用地の提供の協力
- 電気の供給にともない送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をしていただきます。
- (5) 保安等に対する協力
- ① 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ② お客さまが、送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者は、①に準じて、適当な処置をします。
- ③ お客さまが、送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- ④ 送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。
- (6) 調査への協力
- ① お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- ② 送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

37 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

38 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

39 反社会勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

付 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2020年6月1日から実施します。

2 送配電事業者

2 (定義) (1) 定める送配電事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社とします。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、次のとおりとします。
 - ① 電気の使用期間

当月の電気の使用期間は、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間（ただし、電気の使用期間の始期以降当該電気の使用期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該電気の使用期間の翌月の電気の使用期間は、当月の電気の検針日から翌月の電気の計量日の前日までの期間とし、当該電気の使用期間の翌々月以降の電気の使用期間は、本則によるものとします。）とします。ただし、当社が電気の需給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の電気の使用期間は、その需給開始日から直後の電気の検針日の前日までの期間または直前の電気の検針日の翌日から解約日の前日までの期間とします。
 - ② 電気料金の計算および日割計算
 - イ 当社は、①の場合で使用期間の日数とその料金算定期間の始期の属する月の日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合を除き、電気料金の使用期間を「1か月」として電気料金を計算します。
 - ロ 当社は、①の場合で使用期間の日数とその料金算定期間の始期の属する月の日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合は、電気料金メニュー定義書にもとづき、使用期間を日割計算対象日数とします。加えて、料金算定期間の日数を使用期間の始期が属する月の暦日数とし、以下のとおり1か月の電気料金を計算します。そのうえで、1か月の電気料金を以下のとおり計算します。
 - イ 基本料金は、次のとおりといたします。

$$1か月の基本料金 \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{料金算定期間の日数})$$
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。各プランの料金適用上の電力量区分については、電気料金メニュー定義書の「電気料金」により日割計算をいたします。
 - ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲示します。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

電気料金メニュー定義書【お家ぽっ！ぽっ！プラン】

2019年10月1日実施

電気料金メニュー定義書【お家ぽっ！ぽっ！プラン】（以下「お家ぽっぽっプランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款【低圧】（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、お家ぽっぽっプランの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

お家ぽっぽっプランの定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、お家ぽっぽっプランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

お家ぽっぽっプランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「お家ぽっぽっプラン」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。
ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流30アンペア	858.00円
契約電流40アンペア	1,144.00円
契約電流50アンペア	1,430.00円
契約電流60アンペア	1,716.00円

(2) 電力量料金 および日割計算における料金適用上の電力量区分

① 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

第1段階	120キロワット時までの1キロワット時につき	23.67円
第2段階	120キロワット時をこえ350キロワット時までの1キロワット時につき	24.55円
第3段階	350キロワット時をこえる1キロワット時につき	28.35円

② 日割計算における料金適用上の電力量区分

当社は、電気需給約款15（電気の計量）の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合の電力量区分は、料金適用上の電力量区分を次のとおり日割します。

イ 第1段階料金適用電力量

第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 第2段階料金適用電力量

第2段階料金適用電力量＝230キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ350キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ イまたはロによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 適用開始日

- (1) お家ぽっぽっプランの適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8 契約電流または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電流の変更にもとめない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 お家ぽっぽっプランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、お家ぽっぽっプランの定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、お家ぽっぽっプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) お家ぽっぽっプランの定義書の廃止にもとめない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

電気料金メニュー定義書【お家ぽっ！ぽっ！Sプラン】

2019年10月1日実施

電気料金メニュー定義書【お家ぽっ！ぽっ！Sプラン】(以下「お家ぽっぽっSプランの定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款【低圧】(以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、お家ぽっぽっSプランの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

お家ぽっぽっSプランの定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、お家ぽっぽっSプランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

お家ぽっぽっSプランの定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「お家ぽっぽっSプラン」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。
ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流30アンペア	858.00円
契約電流40アンペア	1,144.00円
契約電流50アンペア	1,430.00円
契約電流60アンペア	1,716.00円

(2) 電力量料金 および日割計算における料金適用上の電力量区分

① 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14(電気の使用期間)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1(燃料費調整)(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

第1段階	120キロワット時までの1キロワット時につき	19.85円
第2段階	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.69円
第3段階	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.05円

② 日割計算における料金適用上の電力量区分

当社は、電気需給約款15(電気の計量)の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合の電力量区分は、料金適用上の電力量区分を次のとおり日割します。

イ 第1段階料金適用電力量

第1段階料金適用電力量=120キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 第2段階料金適用電力量

第2段階料金適用電力量=180キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ イまたはロによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

7 適用開始日

- (1) お家ぽっぽっSプランの適用開始日は、電気需給約款6(電気需給契約の申し込み)に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(電気の需給開始)(1)に定める需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款28(他の電気料金メニューへの変更)に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8 契約電流または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電流の変更にもとない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

9 お家ぽっぽっSプランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、お家ぽっぽっSプランの定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、お家ぽっぽっSプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) お家ぽっぽっSプランの定義書の廃止にもとない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロワット当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロワット当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロワット当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロワット当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1キロワット当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロワット当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

電気料金メニュー定義書【お店ぽっ！ぽっ！プラン】

2019年10月1日実施

電気料金メニュー定義書【お店ぽっ！ぽっ！プラン】（以下「お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 単位および端数処理

お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- ① 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

4 適用条件

お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「お店ぽっ！ぽっ！プラン」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6 契約容量

- (1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値を参考に、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (2) 当社および送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7 電気料金

- (1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286.00円
---------------------	---------

- (2) 電力量料金 および日割計算における料金適用上の電力量区分

① 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

第1段階	300キロワット時までの1キロワット時につき	24.04円
第2段階	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.50円

- ② 日割計算における料金適用上の電力量区分

当社は、電気需給約款15（電気の計量）の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5日を上回り、または5日を下回る場合の電力量区分は、料金適用上の電力量区分を次のとおり日割します。

イ 第1段階料金適用電力量

第1段階料金適用電力量＝300キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ロ イによって算定された第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 適用開始日

- (1) お店ぽっ！ぽっ！プランの適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気需給開始）(1)に定める需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気計量日とします。

9 契約容量または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) お店ぽっ！ぽっ！プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \\ &\quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\begin{aligned} &\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \\ &\quad \times \text{電圧 (ボルト)} \\ &\quad \times (1 \div 1,000) \end{aligned}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\begin{aligned} &\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \\ &\quad \times \text{電圧 (ボルト)} \\ &\quad \times 1.732 \\ &\quad \times (1 \div 1,000) \end{aligned}$$

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロワットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロワットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロワットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロワットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1キロワットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \\ &\quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロワットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】

2019年10月1日実施

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】(以下「セット割(標準)の定義書」といいます。)は、当社の都市ガスまたはLPガス等をご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款[低圧](以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープラン)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割(標準)の定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープラン)に定義される言葉は、セット割(標準)の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割(標準)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)の契約者でありお家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープランのいずれかの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。
- ② お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、お客さまに適用される当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款によるものとします。

4 割引内容

当社は、3(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金(1か月の間まったく電気を使用しない時に、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額)から毎月275円(消費税等相当額を含みます。)を割引します。なお、まったく電気を使用しない場合の割引額は毎月137.5円(消費税等相当額を含みます。)となります。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款17(日割計算)①①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4(割引内容)記載の割引金額×(日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(標準)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(標準)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割(標準)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割(標準)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(標準)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款30(お客さまからの電気需給契約の解約)または31(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 セット割(標準)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、セット割(標準)の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、セット割(標準)の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) セット割(標準)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】 事業用特約

2019年10月1日実施

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】 事業用特約(以下「セット割(事業用特約)の定義書」といいます。)は、当社の都市ガスまたはLPガス等をご契約いただいているお客さま、または、当社と複数の電気需給契約をいただけるお客さま向けに、当社の電気需給約款〔低圧〕(以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープラン)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割(事業用特約)の定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープラン)に定義される言葉は、セット割(事業用特約)の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割(事業用特約)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気契約」といいます。)の契約者でありお家ぽっ!ぽっ!プラン、お店ぽっ!ぽっ!プラン、お店パワープランのいずれかの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。もしくは、お客さまが、複数の電気契約の契約者であること。
- ② お客さまの電気契約における需要場所で、農業、製造業等の事業用に使用することを目的として、電気を使用すること。

4 割引内容

当社は、3(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金(1か月の間まったく電気を使用しない時に、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額)から毎月275円(消費税等相当額を含みます。)を割引します。なお、まったく電気を使用しない場合の割引額は毎月137.5円(消費税等相当額を含みます。)となります。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款17(日割計算)(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4(割引内容)記載の割引金額×(日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(事業用特約)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割(事業用特約)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割(事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(事業用特約)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気契約を解約する場合
電気需給約款30(お客さまからの電気需給契約の解約)または31(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 セット割(事業用特約)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、セット割(事業用特約)の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、セット割(事業用特約)の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) セット割(事業用特約)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(Sプラン)】

2019年10月1日実施

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(Sプラン)】(以下「セット割(Sプラン)の定義書」といいます。)は、当社の都市ガスまたはLPガス等をご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款〔低圧〕(以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!Sプラン)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割(Sプラン)の定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぽっ!Sプラン)に定義される言葉は、セット割(Sプラン)の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割(Sプラン)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気契約」といいます。)の契約者でありお家ぽっ!ぽっ!Sプランの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。
- ② お客さまの電気契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、お客さまに適用される当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款によるものとします。

4 割引内容

当社は、3(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および燃料費調整額の加算あるいは差し引きを除く電力量料金から、それぞれに0.010を乗じた額(それぞれ小数点以下第3位で切り上げ)を割引きます。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款17(日割計算)(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4(割引内容)記載の割引金額×(日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(Sプラン)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(Sプラン)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割(Sプラン)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割(Sプラン)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(Sプラン)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款30(お客さまからの電気需給契約の解約)または31(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 セット割(Sプラン)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、セット割(Sプラン)の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、セット割(Sプラン)の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) セット割(Sプラン)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(Sプラン)】 事業用特約

2019年10月1日実施

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(Sプラン)】事業用特約(以下「セット割(Sプラン事業用特約)の定義書」といいます。)は、当社の都市ガスまたはLPガス等をご契約いただいているお客さま、または、当社と複数の電気需給契約をいただけるお客さま向けに、当社の電気需給約款[低圧](以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(お家ばっ!ばっ!Sプラン)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割(Sプラン事業用特約)の定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書(お家ばっ!ばっ!Sプラン)に定義される言葉は、セット割(Sプラン事業用特約)の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割(Sプラン事業用特約)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)の契約者でありお家ばっ!ばっ!Sプランの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。もしくは、お客さまが、複数の電気の契約の契約者であること。
- ② お客さまの電気の契約における需要場所で、農業、製造業等の事業用に使用することを目的として、電気を使用すること。

4 割引内容

当社は、3(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および燃料費調整額の加算あるいは差し引きを除く電力量料金から、それぞれに0.010を乗じた額(それぞれ小数点以下第3位で切り上げ)を割引します。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款17(日割計算)(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4(割引内容)記載の割引金額×(日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(Sプラン事業用特約)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(Sプラン事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割(Sプラン事業用特約)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割(Sプラン事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(Sプラン事業用特約)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款30(お客さまからの電気需給契約の解約)または31(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 セット割(Sプラン事業用特約)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、セット割(Sプラン事業用特約)の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、セット割(Sプラン事業用特約)の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) セット割(Sプラン事業用特約)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。